

令和8年4月24日
子ども・若者部
保育認定・調整課

区内認証保育所における補助金の不正受給について

1 主旨

区内の認証保育所において、当該保育園に勤務する職員の賃金を改善するための補助金を受給したにも関わらず、そのうち一部の補助金について実際には職員の賃金改善に充てていないことが判明したので、これまでの経過と現段階での区の対応状況について報告する。

2 事業所名等

- (1)事業所名 ねいろ保育園
(2)所在地 世田谷区弦巻4丁目7番15号
(3)種別 認証保育所B型
(4)設置者 林 佳子
(5)定員 19名

3 不正受給の内容

(1)対象補助金(以下、①から③までを総称して「補助金」という) ※()内は補助率

- ①世田谷区保育士等キャリアアップ補助金(【H27~】都 10/10)
②世田谷区保育士等処遇改善助成金(【H28~】区 10/10)
③保育従事職員等処遇改善事業加算(【R3~R4.9】都 10/10 【R4.10~】区 10/10)

(2)対象年度

令和6年度分及び7年度分 ※令和2年度から5年度までの分は調査中

(3)補助金の交付状況 ※令和8年4月24日時点

年度	①キャリア	②処遇助成金	③処遇事業加算	年度合計
令和6年度	1,438,736 円	290,000 円	710,644 円	2,439,380 円
令和7年度	(請求前)	180,000 円	992,700 円	1,172,700 円
合計	1,438,736 円	470,000 円	1,703,344 円	3,612,080 円

(4)不正受給額(現時点で明らかになったもの)

372,000 円

【内訳】

① 令和6年度分

- ・世田谷区保育士等キャリアアップ補助金 110,000 円(2名分)
- ・世田谷区保育士等処遇改善助成金 50,000 円(1名分)
- ・保育従事職員等処遇改善事業加算 122,000 円(2名分)

② 令和7年度分

- ・世田谷区保育士等処遇改善助成金 90,000 円(3名分)

(5)不正受給の手法

補助金の請求や実績報告の際、区に提出する賃金台帳等の一部を実態と異なる金額に改ざんすることで、補助対象に該当しているように、また、職員に支給しているように偽装していた。

4 これまでの経過

令和8年

2月 2日 情報提供者より、当該施設が職員の賃金改善にかかる補助金の受給分を、実際には職員に支給していない旨の通報を受けた。

5日 通報内容の概要について、都の担当所管課へ電話により情報共有した。

10日 都の担当所管課と面談し、今後の対応を協議した。

16日 情報提供者と面談し、通報内容の詳細についてヒアリングを実施した。

20日 当該施設の職員に対し賃金改善の有無に関する聞き取り調査を実施した。

(3月19日まで)

3月27日 当該施設の設置者に対して、令和2年度から令和7年度までの賃金台帳の再提出及び給与明細の写し等の提出を依頼した。

4月 1日 区から同じ補助金を受けている認証保育所に対して、要件を満たさない受給がないか調査を実施し、当該施設以外にはない状況を確認した。

10日 当該施設の設置者より、令和6年度分及び7年度分の書類が提出された。

13日 書類の精査により、372,000 円分について、賃金の改善に充てられていないことが判明した。

23日 当該施設の設置者から、施設の職員及び保護者に対し、不正受給の事実について説明がなされた。

5 今後の対応

- (1) 令和2年度から令和5年度までの分について、職員への支給状況を調査する。
- (2) 不正受給額については、区へ補助金の申請や実績報告した金額どおりに職員へ支給するよう求める。一方、退職して連絡が取れないなど実際に支給できない部分等については、交付決定を取り消したうえで、区に返還させる。
- (3) 補助金の返還分については、補助金の交付日から返還日までの日数に応じ、年 10.95%の割合で算定した違約加算金を請求する。
- (4) キャリアアップ補助金等、都の補助金を活用しているものについては、引き続き都と連携しながら対応を進める。
- (5) 認証保育所の職員向けに、補助金の支給対象等の制度を分かりやすくまとめたチラシを作成し、区ホームページに掲載するとともに、施設から職員へ配付するよう案内する。また、職員から不支給に関する相談等を区が受け付ける窓口を設置する。
- (6) 全ての調査が完了し、不正受給の状況が判明した時点で、施設に対して再発防止策の検討及び報告を求める。